

出雲ホテル連絡協議会との災害協定の締結について

令和 2 年 1 0 月 1 2 日に、出雲ホテル連絡協議会と下記のとおり災害協定を締結しました。

記

1. 協定の目的

本市において、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、指定避難所への避難者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い又は感染したとき重症化するリスクのある、特段の配慮が必要な方（基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等。以下「要配慮者」という。）に対し、出雲ホテル連絡協議会加盟ホテルの空室を避難先として活用することを目的とする。

2. 協定の概要

災害時等において、市の要請に基づき出雲ホテル連絡協議会は以下の業務を行う。

- (1) 空室等の状況の把握及び調整
- (2) 空室を活用した要配慮者への宿泊の提供等

3. 出雲ホテル連絡協議会について

- (1) 代 表 者：会長 石原稔功（出雲ロイヤルホテル）
- (2) 加盟ホテル：

①出雲ロイヤルホテル	（出雲市渡橋町 8 3 1）
②ホテルながた	（出雲市今市町 8 6 4－5）
③ホテル武志山荘	（出雲市今市町 2 0 4 1）
④ホテルリッチガーデン	（出雲市天神町 8 6 0－1 0）
⑤ホテルサンヌーベ	（出雲市西新町 1－2 5 4 8－1）
⑥ツインリーブスホテル出雲	（出雲市駅北町 4－1）
⑦ひらたメイプルホテル	（出雲市平田町 2 4 5 1）
⑧出雲空港ホテル	（出雲市斐川町 2 8 9 1－3）
⑨アースホテル	（出雲市渡橋町 1 2 4 3）
⑩湖畔の温泉宿くにびき	（出雲市湖陵町 二部 1 2 3 0）

災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

出雲市(以下「甲」という。)と出雲ホテル連絡協議会(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時における送迎、宿泊及び入浴の提供等(以下「宿泊の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等が発生し又は発生の恐れがある場合(以下「災害等発生時」という。)において、特段の配慮が必要な方(基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等(以下「要配慮者」とする。))の避難を甲が実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害等発生時において、要配慮者への宿泊の提供等について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名
- (2) 要請日時
- (3) 要請理由
- (4) 要請内容
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

(業務の範囲)

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 空室等の状況の把握及び調整
- (2) 宿泊の提供等
- (3) その他必要とする事項

2 甲は、前条の要請により宿泊施設へ避難した者(以下「受入避難者」とする。)に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、当該宿泊施設へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上実施するものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 報告を行った者の職・氏名
- (2) 受入避難者の住所・氏名・性別及び年齢、受入人数、提供部屋数、その他の履行内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、原則として、甲による避難情報の発令から解除までの間とする。ただし、帰宅困難等、特別の事情がある場合は、甲乙協議の上受入対象期間を延長できるものとする。

(宿泊施設への避難者の割振り)

第6条 宿泊施設への避難者の割振りは乙が行うものとする。

- 2 乙は、前項の割振りを災害等発生時速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に甲との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲及び受入避難者は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 3歳以上

1人あたり6,000円(消費税、入湯税別)

- (2) 3歳未満の乳幼児

無料

- 3 前項にかかるもの以外は、受入避難者の負担とする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲及び受入避難者に対して経費を請求するものとする。

- (1) 住所、氏名、性別及び年齢
- (2) 宿泊期間及び泊数
- (3) 金額
- (4) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲及び受入避難者は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 2 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙で更新について協議する。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。

令和 2 年(2020) 10 月 12 日

甲 出雲市今市町 70 番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人 印

乙 出雲市渡橋町 831 番地
出雲ホテル連絡協議会
会長 石原 稔功 印